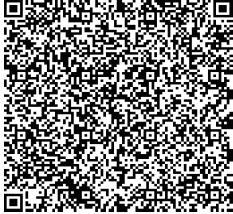

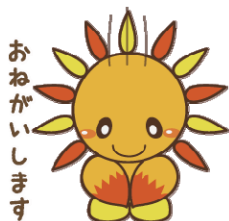


## 2 区役所からの依頼事項

依頼事項	依頼内容
現況届	<p>毎年度当初に、自治会町内会及び地区連合自治会町内会の状況を把握させていただくための基礎資料として、主に次の項目について様式に記入のうえ、提出いただいています。前年度と<b>変更がない場合にも、必ず提出</b>していただきます。</p> <p>(1)連絡先(自治会町内会名、会長名、会長住所、電話番号等)  (2)自治会町内会加入世帯数、班数、掲示板保有数等</p>
口座振替依頼書	<p>市又は区から自治会町内会及び地区連合自治会町内会へ、次の補助金・謝金を振り込む際に、<b>振込先の金融機関口座を指定</b>する書類です。前年度と<b>変更がない場合にも、必ず提出</b>していただきます。</p> <p>① 地域活動推進費補助金  ② 防犯灯維持管理費補助金  ③ 広報紙(広報よこはま、県のたより、ヨコハマ議会だより)配布謝金  ④ 町の防災組織活動費補助金  ⑤ 地区連合自治会町内会防災訓練奨励金</p>
自治だより お届け先指定届	<p>毎月、横浜市町内会連合会や旭区連合自治会町内会連絡協議会で審議された内容等を記載した機関紙「自治だより」を発行しています。この自治だよりは毎月20日以降～月末にかけて回覧・掲示依頼物をお送りするのに併せて「現況届」の内容に基づき自治会町内<b>会長のご自宅</b>へお届けしています。</p> <p>この届は、<b>会長のご自宅以外への配送を希望される場合のみ</b>配送先を指定していただくためのものです。</p>
広報よこはま あさひ区版 配送届	<p>自治会町内会の<b>加入・未加入を問わず</b>、各種広報紙(「広報よこはまあさひ区版」、「県のたより」、「ヨコハマ議会だより」)を、<b>全ての世帯に配布</b>していただくよう、ご協力をお願いしています。</p> <p>配送先住所・担当者・配布部数に変更がある場合にご提出ください(年度途中の変更も可能です)。また、メールや電子申請でも変更できます。</p> <p>毎月10日までにご連絡いただければ、翌月号から反映します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div data-bbox="459 1547 715 1778">  <p>▲メールでの変更</p> </div> <div data-bbox="756 1547 1139 1832"> <p>■入力項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体名</li> <li>・申請者氏名</li> <li>・変更希望月(○月下旬配送分)</li> <li>・変更後の配布部数</li> <li>・変更後の配送先情報 など</li> </ul> <p>■メールアドレス  as-kouhou@city.yokohama.lg.jp</p> </div> <div data-bbox="1246 1547 1501 1778">  <p>▲電子申請での変更</p> </div> </div>



おねがいします

「現況届」「口座振替依頼書」については、会長の変更がない場合でも必ず毎年度提出をお願いいたします。

区役所では、毎年度3月に「自治だより」を通じて自治会町内会長様に自治会町内会の組織体制の把握や各種情報提供等について依頼しています。  
※会長が交代される場合には、これらの書類提出について必ず新会長に引継をしてください。

依頼時期	提出時期	提出先	摘要
3月	4月	地域振興課 地域活動係 電話:954-6091 FAX:955-3341	現況届の世帯数は4月1日現在の加入世帯数を正確にご記入ください。 現況届に記入された加入世帯数が地域活動推進費補助金の基礎数値となります。 <u>※ 地区連合自治会町内会に加入している場合は、区役所及び連合に同じ加入世帯数を届け出るようご注意ください。</u>
	地域活動推進費補助金等の交付申請時まで	地域振興課 地域活動係 電話:954-6091 FAX:955-3341	口座振替依頼書に押印いただく印鑑は、関係する補助金の請求書にも <u>同一の印鑑</u> を押印いただくこととなりますので、お忘れにならないようご注意ください。(スタンプ印は不可です。) 関係する補助金を申請しない自治会町内会についても、広報紙配布謝金の支払いがありますので、 <u>必ずご提出</u> ください。
	4月	地域振興課 地域活動係 電話:954-6091 FAX:955-3341	自治だよりを <u>会長のご自宅</u> にお届けする場合は提出不要です。
	配送先住所・担当者・配布部数に変更があった時	区政推進課 広報相談係 電話:954-6023 FAX:955-2856	配布謝金: ①広報よこはまあさひ区版 9円/1部(毎月) ②県のたより 8円/1部(毎月) ③ヨコハマ議会だより 4円/1部(年4回) 配送日:毎月末(1月分は12/29までに配送) 各世帯への配布日:毎月1日~10日の間